

茨戸水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務 仕 様 書

1. 業務目的

(1) 消防法第17条3の3による消防用設備等の点検及び報告を行う業務である。

2. 業務場所

- (1) 茨戸水再生プラザ
石狩市花川東1000番地
- (2) 茨戸中部中継ポンプ場
札幌市北区篠路4条10丁目12番15号
- (3) 茨戸東部中継ポンプ場
札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号
- (4) 東雁来雨水ポンプ場
札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号

3. 関係法令の遵守

消防用設備等の点検は、「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」及びこれに基づく告示等、「建築基準法」、「電気事業法」その他関係法令を遵守し行うものとする。

4. 点検基準等

- (1) 共通仕様書
建築保全業務共通仕様書(平成30年版国土交通省大臣官房庁営繕部監修)
- (2) 消防用設備等
 - ① 消防法第17条の3の3による点検及び報告
 - ② 「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(平成28年3月28日改正 昭和50年10月16日付 消防庁告示第14号)
 - ③ 「消防施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成26年4月14日改正 平成16年5月31日付 消防庁告示第9号)
 - ④ 「消防用設備等の点検要領の一部改正について」(平成22年12月22日付 消防予第557号)
 - ⑤ 消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等について(平成22年12月22日 公布)
 - ⑥ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件(平成25年消防庁告示第19号及び20号)
 - ⑦ ハロゲン化物消火設備の放出試験については、窒素ガスを使用して実施すること。
- (3) 建築基準法関係防災設備
建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

5. 業務量

別紙、消防用設備等点検業務数量表による。

6. 点検実施月

- 1回目： 令和 3年 7～8月 (総合点検・機器点検)
2回目： 令和 4年 1～2月 (機器点検)

7. 提出書類

(1) 履行開始前までに

- ① 業務代理人指定通知書 1部 } 2枚割印 (労基署)
② 業務代理人経歴書 1部 } 印は不用)

(2) 完了時

- ① 完了届 1部 }
② 各種報告書等 (下水道河川局、消防機関) 各1部 } 点検実施の都度
③ 粉末消火器の点検状況一覧表 1部 } 提出
④ 屋内消火栓設備 (ホース) の点検状況一覧表 1部 }

(3) 随時

- ① 業務工程表
② 従事者名簿
③ 従事者作業資格一覧表

* 上記書類には所定の様式があるので業務主任と打ち合わせる事。

8. 業務期間及び支払い

業務期間及び支払いの割合については、下表のとおりとし、それぞれの業務完了後、検査を実施し合格の場合には請求することができる。

回数	業務期間	割合
1回目	契約締結日～令和3年9月	50%
2回目	令和3年10月～令和4年3月	50%

9. 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員 (業務主任) を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておくなければならない。

(3) 受託者は、設備点検のため天井クレーン上又は天井クレーンに近接する場所で作業を行う場合は、業務主任の承諾を受け、クレーン等安全規則に規定された安全対策を講じた上で、点検作業を行うことができる。但し、天井クレーンの運転に関しては、当該天井クレーン運転に必要な資格を有する者に運転させなければならないことから、クレーンの運転手については事前に業務主任の承諾を得るものとする。

なお、天井クレーンを運転する際は、運転開始前後に点検を実施し、天井クレーンに損害等を与えた場合は、受託者の責で修理等を行うこと。

10. 環境に配慮した業務履行

受託者は、別紙「環境配慮」のとおり、環境に配慮しなければならない。

11. 留意事項

- (1) 業務の実施に必要な機器、工具、消耗品類は受託者負担とする。
(2) 消防関係機関等への報告義務のあるものは受託者負担にて代行すること。
(3) 消火剤詰替えは本業務には含まない。
(4) その他疑義等は、業務主任と打合せること。

茨戸水再生プラザほか3施設消防用設備等点検業務

施設名	茨戸水再生プラザ	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	石狩市花川東1000番地	延べ面積	30,608.6㎡
施設名	茨戸中部中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上2階・地下1階
所在地	札幌市北区篠路4条10丁目12番15号	延べ面積	4,972.3㎡
施設名	茨戸東部中継ポンプ場	構造・階数	RC造・地上1階・地下2階
所在地	札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号	延べ面積	5,426.11㎡
施設名	東雁来雨水ポンプ場	構造・階数	RC造・地上2階・地下3階
所在地	札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号	延べ面積	6990.98㎡

消防用設備等点検業務 機器設備数量表

設 備 名		茨戸 水再生プラザ	茨戸 中部中継ポンプ場	茨戸 東部中継ポンプ場	東雁来 雨水ポンプ場	
消火器具	泡消火器	10型	0	0	0	
		100型	0	0	0	
	粉末消火器	加圧式	0	0	0	0
		車載式	8	3	2	1
	強化液消火器	蓄圧式	96	35	27	32
		蓄圧式	0	0	0	0
	二酸化炭素消火器	5型	0	0	0	0
		7・10型	4	0	0	0
	50型以上	0	0	0	0	
	ハロゲン化学消火器 (小型)	0	0	0	0	
屋内消火栓設備	加圧送水装置	2	1	1	1	
	制御盤	2	1	1	1	
	消火栓	17	7	2	10	
	起動用スイッチ	0	0	0	10	
	表示灯	0	0	0	10	
	音響装置	0	0	0	0	
	表示盤	0	0	0	0	
	水源 (貯水槽、給水装置、バルブ類等)	2	1	1	1	
	呼水装置	2	0	0	0	
	ホースの耐圧性能	0	0	0	0	
	放水試験	2	1	1	1	
ハロゲン化物消火設備	消火剤貯蔵容器 (ハロン1301、HFC227ea、HFC23)		0	0	0	52
	容器弁	電磁式	0	0	0	0
	開放装置	ガス圧式	0	0	0	52
	起動用ガス容器		0	0	0	4
	起動用操作箱		0	0	0	3
	音響装置		0	0	0	5
	制御盤	5回線以下	0	0	0	1
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	音声盤		0	0	0	0
	表示盤		0	0	0	1
	電源装置		0	0	0	1
	圧力スイッチ		0	0	0	4
	逆止弁		0	0	0	3
	開口部自動閉鎖装置 (ヒストリリーフ、モータガンバー、シャッター)		0	0	0	22
	放出表示灯箱		0	0	0	8
	選択弁		0	0	0	0
	ヘッド (1個単位)		0	0	0	23
	ホースリール		0	0	0	0
作動試験		0	0	0	3	
放出試験 (窒素ガス、空気)		0	0	0	3	
粉末消火設備	粉末タンク (操作部を含む)		0	0	0	0
	加圧用窒素容器		0	0	0	0
	起動用ガス容器		0	0	0	0
	容器弁	電磁式	0	0	0	0
	開放装置	ガス圧式	0	0	0	0
	起動用操作箱		0	0	0	0
	薬剤点検		0	0	0	0
	ホースリール		0	0	0	0
	音響装置		0	0	0	0
	制御盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	継電器盤	5回線以下	0	0	0	0
		1回線増す毎に	0	0	0	0
	音声盤		0	0	0	0
	表示盤		0	0	0	0
	電源装置		0	0	0	0
	圧力スイッチ		0	0	0	0
	逆止弁		0	0	0	0
	開口部自動閉鎖装置 (ヒストリリーフ、モータガンバー、シャッター)		0	0	0	0
	放出表示灯箱		0	0	0	0
選択弁		0	0	0	0	
ヘッド (1個単位)		0	0	0	0	
作動試験		0	0	0	0	
放出試験 (窒素ガス、空気)		0	0	0	0	

設 備 名		茨戸 水再生プラザ	茨戸 中部中継ポンプ場	茨戸 東部中継ポンプ場	東雁来 雨水ポンプ場	
自動火災報知設備	受信機P型1級	19回線以下	1	1	1	
		10回線以内増す毎に	3	0	0	
	受信機P型2級		0	0	0	
	受信機P型3級		0	0	0	
	副受信機	19回線以下	0	0	0	0
		10回線以内増す毎に	0	0	0	0
	差動式 分布型 熱感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	差動式又は補 償式スポット 型熱感知器	50個まで	50	7	11	0
		51～100個まで	50	0	0	0
		101個以上	95	0	0	0
	定温式 スポット型 熱感知器	50個まで	50	27	27	10
		51～100個まで	50	0	0	0
		101個以上	19	0	0	0
	定温スポット型熱感知器（防爆型）		4	0	0	0
	煙感知器	50個まで	50	50	23	50
		51～100個まで	50	25	0	50
		101～150個まで	50	0	0	22
		151個以上	30	0	0	0
	多信号式 煙感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	熱（定温）煙複 合式感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	赤外線・紫外線 炎感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	光電式 分離型感知器（受光部と送光部）		0	0	0	0
	アナログ式 熱感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
	アナログ式 煙感知器	50個まで	0	0	0	0
		51～100個まで	0	0	0	0
		101個以上	0	0	0	0
自動試験機能 付熱感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
自動試験機能付 煙感知器	50個まで	0	0	0	0	
	51～100個まで	0	0	0	0	
	101個以上	0	0	0	0	
R型受信機		0	0	0	0	
中継器		0	0	0	1	
P型1級発信機		21	8	2	12	
P型2級発信機		0	0	0	0	
表示灯		21	8	2	12	
音響装置		24	9	2	12	
消火栓起動装置		2	1	1	0	
常用電源		1	1	1	1	
予備電源（受信機のみ）		1	1	1	1	
非常電源	自家発電設備の場合	0	0	0	0	
	蓄電池設備の場合	0	0	0	0	
誘導標識	誘導灯	50灯まで	50	17	9	
	誘導灯	51灯から100灯まで	9	0	0	
	誘導灯	101灯以上	0	0	0	
	誘導標識		2	0	0	

設 備 名		茨戸 水再生プラント	茨戸 中部中継ポンプ場	茨戸 東部中継ポンプ場	東雁来 雨水ポンプ場		
排煙設備	制御盤	10回線以下	1	0	1	0	
		11回線以上1回線増す毎に追加	0	0	0	0	
	ダンパー	FD以外	50個目まで	16	0	8	0
			51個目から100個目まで	0	0	0	0
			101個以上	0	0	0	0
		FD	0	0	0	0	
	排煙口		50個目まで	1	0	0	0
			51個目から100個目まで	0	0	0	0
			101個以上	0	0	0	0
	防火戸	ドア式（片開き扉・常開）	50枚目まで	5	0	0	0
			51～100枚目まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		ドア式（両開き扉・常開）	50枚目まで	0	0	0	0
			51～100枚目まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		ドア式温度ヒューズ型	ドア式 50枚目まで	0	0	0	0
			51～100枚目まで	0	0	0	0
			101枚以上	0	0	0	0
		引戸式ウェイト閉鎖型	煙連動の場合	0	0	0	0
			煙連動なしの場合	0	0	0	0
		引戸式折たたみ型	煙連動の場合	0	0	0	0
	煙連動なしの場合		0	0	0	0	
	電動式シャッター	50枚まで	1	0	0	0	
		51枚から100枚まで	0	0	0	0	
		101枚以上	0	0	0	0	
	手動式シャッター	50枚まで	0	0	0	2	
		51枚から100枚まで	0	0	0	0	
		101枚以上	0	0	0	0	
	可動垂れ壁	50連目まで	0	0	0	0	
		51連から100連まで	0	0	0	0	
		101連以上	0	0	0	0	
	垂直降下式垂れ壁		0	0	0	0	
	ハッチ	50台目まで	0	0	0	0	
		51台から100台まで	0	0	0	0	
		101台以上	0	0	0	0	
	自然排煙口（排煙窓）	50組目まで	0	0	0	0	
		51～100組目まで	0	0	0	0	
		101組以上	0	0	0	0	
	機械排煙装置	モーターエンジン駆動	0	0	0	0	
		エンジン駆動	0	0	0	0	
モーター駆動		1	0	0	0		
起動盤		1	0	0	0		
各種動作確認等		0	0	0	0		
排煙（建基法）	差動式分布型熱感知器（50個以下）	0	0	0	0		
	差動式又は補償式スポット型熱感知器（50個以下）	0	0	0	0		
	定温式スポット型熱感知器（50個以下）	0	0	0	0		
	定温スポット型熱感知器（防爆型）	0	0	0	0		
	煙感知機（50個以下）	13	0	5	2		
	二信号式煙感知器（50個以下）	0	0	0	0		
	アナログ式煙感知器（50個以下）	0	0	0	0		
自動試験機能付熱感知器（50個以下）	0	0	0	0			
自動試験機能付煙感知器（50個以下）	0	0	0	0			
消防用水	採水口	0	0	0	0		
	吸管投入口	0	0	0	0		
	標識	0	0	0	0		
	開閉弁	0	0	0	0		
非常コンセント設備	単相 100V	0	1	1	4		
	三相 200V	0	1	0	0		
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	5	1	1	1		
非常電源専用受電設備	低圧受電設備	1	1	1	1		
	高圧受電設備	300kVA以下	0	0	0	0	
		300kVA超1,000kVA以下	0	0	0	0	
	保護継電盤	過電流	0	0	0	0	
	地絡	0	0	0	0		

別紙（環境配慮）

【消防設備等点検業務】

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

カ 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。

キ 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。